

令和元年度

学校における人権教育指導方針

日光市教育委員会

学校において人権教育を推進するにあたっては、「日光市人権教育基本方針」を踏まえて、学校の全教育活動を通して人権感覚を磨き、人権に配慮した指導が行われるように努めなければならない。

そのためには、研修の機会を積極的に提供し、指導者である教職員の資質の向上を図るとともに、保護者への啓発の推進に努めることが大切である。

(1) 努力点

- ① 生涯学習の観点に立った人権教育推進体制の確立と諸計画の整備に努める。
- ② 各校の人権教育の課題を明確にし、各教科等の特質に応じた指導内容及び方法の改善・充実に努める。
- ③ 人権尊重の精神を基盤にした人間性豊かな集団づくりに努める。
- ④ 児童・生徒指導、キャリア教育・進路指導の充実に努める。
- ⑤ 校内研修の充実と指導者の資質の向上に努める。
- ⑥ 学校と家庭の連携を図り、保護者に対する啓発の推進に努める。
- ⑦ あいさつを人権尊重の出発点に位置づけ、「あいさつ運動」を推進する。

(2) 具体策

- ① 校長会・教頭会等を通して、方針・努力点等の理解を深め、教育計画に位置づける。
- ② 人権や人権教育についての理解を深めるとともに、人権感覚を磨き、人権意識を一層高めるための研修に努める。
- ③ 地域及び児童生徒の実情を把握し、課題解決に向け計画を整備し積極的に実践する。
- ④ 人権の視点から教育活動を見直し、工夫・改善に努める。
- ⑤ 様々な活動を通して、人権を尊重し合う望ましい人間関係を育成する。
- ⑥ 実情を踏まえながら、授業参観や広報紙等により保護者への啓発活動を計画的・継続的に推進する。
- ⑦ 学校、家庭、地域社会において積極的に「あいさつ運動」を展開する。